平成２２年（再イ）第６０号
徳島県徳島市南田宮１丁目５番46号
再生債務者　新開　英示
１　決議に付する再生計画案　平成23年３月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年３月30日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月６日まで
平成23年３月９日　　徳島地方裁判所民事部
平成２２年（再イ）第１５８号
北九州市小倉南区長行西１丁目４番９号
再生債務者　吉田　靖文
１　決議に付する再生計画案　平成23年３月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年３月30日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年３月30日まで
平成23年３月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（再イ）第３８号
長崎県佐世保市新田町619番地10
再生債務者　岩崎　真澄
１　決議に付する再生計画案　平成23年２月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月12日まで
平成23年３月９日
長崎地方裁判所佐世保支部
平成２２年（再イ）第７号
熊本県球磨郡あさぎり町上西3385番地20
再生債務者　河野日出男
１　決議に付する再生計画案　平成23年２月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月５日まで
平成23年３月８日　熊本地方裁判所人吉支部
平成２２年（再イ）第５１号
香川県高松市木太町1434番地５
再生債務者　宮本　正男
１　決議に付する再生計画案　平成23年２月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月６日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月６日まで
平成23年３月９日
高松地方裁判所破産・再生係
平成２２年（再イ）第５９号
香川県高松市国分寺町新名662番地12
再生債務者　原　　直美
１　決議に付する再生計画案　平成23年３月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月６日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月６日まで
平成23年３月９日
高松地方裁判所破産・再生係
平成２２年（再イ）第５号
熊本市花立６丁目15番50号
再生債務者　牛島　雄二
１　決議に付する再生計画案　平成23年２月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月６日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月６日まで
平成23年３月９日
熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生手続開始中更正

平成２２年（再イ）第６５号
鹿児島市谷山中央２丁目702番地44寿ビル503号、前住所鹿児島市川上町615番地53サンセットアベニュー202号
再生債務者　竹迫　慎司
１　主文　当裁判所が平成22年12月24日午後３時になした小規模個人再生による再生手続開始中、再生債務者の住所につき「鹿児島市川上町615番地53サンセットアベニュー202号」とあるのを「鹿児島市谷山中央２丁目702番地44寿ビル503号、前住所鹿児島市川上町615番地53サンセットアベニュー202号」と更正する。
２　決定年月日　平成23年３月４日
鹿児島地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１３年（再ロ）第１７号
松山市喜与町１丁目12番地６　コーポささき201号
再生債務者　白石　健二
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成14年４月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年３月９日　　松山地方裁判所
平成１９年（再イ）第３号
三重県伊賀市ゆめが丘４－３－７
再生債務者　水本　　始
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年５月10日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成23年３月９日　　津地方裁判所伊賀支部
平成２０年（再イ）第２５９号
堺市南区桃山台１丁３番38―109号
再生債務者　堀本　光則
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年３月２日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年３月８日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第９号
熊本県八代市松江町151番地３　３
再生債務者　園田　正則
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年３月９日　熊本地方裁判所八代支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１０００２号
長崎県長崎市旭町17番５号　藤野アパート102
再生債務者　宮本　修治
１　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月29日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月12日から平成23年４月26日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係
平成２３年（再ロ）第１号
川崎市宮前区南平台21番１―702号　グリーンヒル宮前平
再生債務者　阿部　修一
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月５日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月19日から平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２３年（再ロ）第１６号
大阪市東淀川区瑞光２丁目１番15号　第６瑞光ハイツ502号
再生債務者　菱川　　尚
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月５日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月８日から平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（再ロ）第１５号
広島市安佐北区あさひが丘６丁目11番８号
再生債務者　中岡　光人
法定代理人成年後見人　谷川ひとみ
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月５日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月12日から平成23年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第３７号
神奈川県藤沢市羽鳥３丁目14番20号
再生債務者　濱崎　修一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年３月23日まで
平成23年３月９日
横浜地方裁判所第３民事部